

羅臼町水道配水管路台帳図デジタル化及び公開型 GIS 導入業務委託

特 記 仕 様 書

令和 8 年 5 月

羅臼町建設水道課

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

本業務は、アナログ図面で管理している水道配水管路台帳図をデジタル化し、作成したデータについて住民への公開及び町内職員による運用ができる公開型 GIS システム (=以下「本システム」) を構築することが目的である。また本システムは、クラウド型の配水管路管理のサービスであり、パソコンやタブレット端末 (iOS、Android) を利用し、施設に関する情報資源の活用、業務の効率化を図り、住民、事業者等サービスの向上を目指すものである。

### 第2条 (適用範囲)

本仕様書は、羅臼町 (以下、「発注者」という。) が受託者に委託する「羅臼町水道配水管路台帳図デジタル化及び公開型 GIS 導入業務委託」(以下、「本業務」という。) に適用するものである。

### 第3条 (準拠法令等)

本業務は、本仕様書のほか、次の関係法令・規程等に準拠して実施するものとする。

- (1) 水道法 (昭和 32 年法律第 177 号)
- (2) 水道法施行令 (昭和 32 年 12 月 12 日)
- (3) 水道法施行規則 (昭和 32 年 12 月 14 日厚生省第 45 号)
- (4) 測量法 (昭和 24 年 6 月 3 日法律第 188 号)
- (5) 測量法施行令 (昭和 24 年 8 月 31 日政令第 322 号)
- (6) 測量法施行規則 (昭和 24 年 9 月 1 日建設省令第 16 号)
- (7) 作業規程の準則 (平成 20 年国土交通省告示第 413 号)
- (8) 地方自治法 (昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号)
- (9) 地方自治法施行令 (昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号)
- (10) 地方自治法施行規則 (昭和 22 年 5 月 3 日内務省令第 29 号)
- (11) 地理情報標準プロファイル (JPGIS) 2014 (平成 26 年 4 月国土交通省国土地理院)
- (12) 地理空間情報活用推進基本法 (平成 19 年法律第 63 号)
- (13) 官民データ活用推進基本法 (平成 28 年法律第 103 号)
- (14) 著作権法 (昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号)
- (15) 個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)
- (16) その他の関係法令・規則・通達等

### 第4条 (疑義)

本仕様書に記載されていない事項または疑義が生じた場合、発注者と受託者で協議の上、受託者は発注者の指示に従い、業務を遂行しなければならない。

## 第5条 (企業の公的資格の認証、実施体制及び企業実績)

本業務において取り扱う各種資料やシステムで運用する各種データには、個人情報等の多数の重要事項が含まれているため、受託者は、情報セキュリティの重要性を認識し、良識ある判断にもとづき、資料の破損、紛失、盗難、外部への漏洩等の事故のないように慎重に取り扱い管理運用を行うものとし、作業終了後、速やかにこれを返還するものとする。また、受託者は情報の保護及び品質管理の観点から、次の公的資格を企業として取得していなければならないものとし、本業務の着手時にその認証を証明する登録証の写しを発注者に提出するものとする。

- (1) ISO9001 (品質管理マネジメントシステム)
- (2) ISO 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)
- (3) JISQ15001 (プライバシーマーク)

上記の認証を取得していない場合は確認証に相当した管理運用策を作成し、提出すること。

## 第6条 (提出書類)

本業務の着手にあたり、受託者は発注者に次の書類を提出し、発注者の承認を得るものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務着手届
- (3) 業務工程表
- (4) 業務処理責任者及び主任技術者届

配置する技術者は、それぞれ次の経験を有し、受託者が6ヶ月以上の直接雇用を行っている者を配置することとする。

- ① 業務処理責任者：地理情報システム構築業務の高度な技術と十分な実務経験から作業計画の立案、工程管理及び精度管理を総括するものとして、次の条件を全て満たす者を選任しなければならない。
- ② 主任技術者：地理情報システムに関する知識と十分な実務経験を有する技術者を配置すること。

## 第7条 (打合せ協議・報告)

本業務を円滑に推進するために、受託者は、作業着手前及び業務過程における打合を綿密に行い、定期的に業務の進捗を発注者に報告し、各作業工程完了にあたっては、報告及び発注者の検査を受けるものとする。なお、受託者は、打合せ協議記録簿を作成し、発注者と受託者で1部ずつ保管するものとする。

## 第8条 (関係機関との折衝)

本業務の実施に必要な関係機関に対する手続きは、発注者が行うものとする。また、受託者は関係機関に対しての交渉を要するときは、その内容を発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

## 第9条 (工程及び品質の確保)

本業務における工期の遵守及び品質を確保するために、次の事項に留意して業務を推進するものとする。

- (1) 業務実施計画書にもとづく作業工程進捗報告を定期的に行うものとする。
- (2) 発注者が指定する中間成果の提出期限が設定される場合は、発注者と受託者で協議の上、発注者の指示に従うものとする。
- (3) 計画工程が遅延する場合は、事前に発注者に報告し、挽回策を講じなければならない。

## 第10条 (損害賠償)

本業務中に生じた諸事故等については、その一切の責任を受託者が負うものとし、受託者は諸事故等の内容等を速やかに発注者に報告するものとする。

## 第11条 (著作権)

本業務で得られた成果及び中間成果は発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なく外部に貸与または公開してはならない。なお、本業務で導入するソフトウェアの著作権は開発元に帰属し、発注者は当該プログラムの使用权を帰属させるものとする。

## 第12条 (守秘義務)

受託者は、本業務において発注者の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、個人情報情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとし、第5条の承認・認定により、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならないものとする。

## 第13条 (瑕疵担保)

本業務の成果品の納入後においても、不良箇所または不適当な部分が発見された場合は、受託者の責任において速やかに訂正、補充し、これに要する費用は受託者の負担とする。

## 第2章 業務の概要

### 第14条 (業務概要)

本業務の概要は下記の通りとする。

- (1) 水道配水管路台帳図デジタル化
  - ① 計画準備 1式
  - ② 資料収集整理 1式
  - ③ データ整備(精度管理) 1式
  - ④ 竣工図からの属性入力 1式
  - ⑤ 精度検証・弁栓調査 1式
  - ⑥ 図形編集(上記調査後) 1式
- (2) 公開型GIS導入
  - ① 環境設定(システム表示、データ変換等) 1式
  - ② システム構築 1式
  - ③ 操作研修会及び説明資料作成 1式
- (3) 成果とりまとめ
  - ① 報告書の作成 1式

### 第15条 (貸与資料)

本業務の貸与資料は、以下の通りとする。

- (1) 配水管路台帳平面図 1式
- (2) 竣工図もしくは水道計画一般図 1式

### 第16条 (打合せ協議)

受託者は、発注者と綿密な打ち合わせを行い、水道配水管路台帳データ整備及び公開・職員の業務効率向上を目的としたシステムを構築するものとする。打合せ回数は初回、中間、納品時を予定しているが、必要に応じて適宜実施するものとする。

### 第17条 (納入期限)

本業務の納入期限及び場所は、以下のとおりとする。

- (1) 納入期限：契約締結日の翌日より令和9年3月25日まで
- (2) 納入場所：羅臼町建設水道課

### 第3章 水道配水管路台帳図デジタル化

#### 第18条 (計画準備)

本業務実施における最適な作業手法、要員の手配、工程管理計画を立案するとともに、実施計画書としてとりまとめ、業務が円滑に遂行できるように努めるものとする。

#### 第19条 (資料収集整理)

業務遂行する上で必要となる資料について、収集し整理を行うものとする。

#### 第20条 (データ整備)

本業務は、アナログ図面で管理している配水管路台帳図を画像データとして加工・背景にし、デジタル化するものとする。またデジタル化する内容については、以下とする。

- ・管径記号
- ・管種記号
- ・弁栓室及びその他の記号

#### 第21条 (竣工図から属性入力)

本業務は、配水管路台帳図のデジタル化後、貸与された竣工図面から属性データを入力する。入力する属性データについては、打合せ協議において、決定するものとする。

#### 第22条 (弁栓調査)

本業務は、前条において整備した配水管路台帳図のデジタルデータを基に、現地において弁栓位置の確認を行い、ネットワーク型 RTK 測位 (VRS 方式) により座標を取得するとともに、台帳図との整合性及び精度検証を実施するものとする。

なお、観測は1測点あたり10秒以上の観測を2回実施するものとし、2回の観測結果の較差が10cm以内である場合は、1回目の観測値を採用することとする。較差が10cmを超える場合は、再観測を実施すること。

本業務においては、測位精度の確保に加え、台帳図との相対位置関係の整合性を重視した品質確保を行うこと。

また、測位結果については、現地状況及び既存図面の内容を踏まえ総合的に評価し、必要に応じて台帳図における弁栓位置の補正を行うものとする。

#### 第23条 (図形編集)

本業務は、前条で調査した内容を元に、図形及び属性情報を編集するものとする。

## 第4章 公開型 GIS システム導入

### 第24条 (概要)

本業務において整備した水道配水管路台帳データは、所定の形式に変換の上、公開型 GIS システム（以下「本システム」という。）に搭載するものとする。

本システムにおける公開情報の範囲及び内容については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

なお、本業務の成果は、将来における本システムの運用（住民及び職員による利用）を見据えたものとする。

### 第25条 (スケジュール)

- |                         |              |
|-------------------------|--------------|
| (1) 本システムの構築作業完了月       | 令和9年 2月 下旬   |
| (2) 本システムの仮稼働開始予定月      | 令和9年 3月 中旬   |
| (3) 本システムのサービス開始日（本稼働日） | 令和9年 4月 1日から |

### 第26条 (本システムの提供)

受注者は、本業務で構築・運用する本システムについて、端末への専用ソフトウェアインストールを必要としないノンプラグイン方式により Web ブラウザで動作するパッケージシステムとしてサービスを提供するものとする。また、本業務の契約期間中に更新される OS や Web ブラウザの最新バージョンに対し、速やかに対応するとともに、操作研修等のサポートを実施するものとする。

- (1) インターネットを介した Internet-ASP/SaaS 方式でのサービス提供とする。
- (2) デジタル庁デジタル地方創生モデル仕様書（公開型 GIS）に適合した製品によるサービスを提供するものとする。なお、当該モデル仕様書の内容については、別添「デジタル地方創生モデル仕様書（公開型 GIS）」を参照すること。
- (3) 画面サイズや表示領域の異なる PC、スマートフォン、タブレット等のマルチデバイスで動作し、単一の Web ページで最適なレイアウトを自動的に調整して表示するレスポンシブデザインに対応した製品でサービス提供を行うものとする。

### 第27条 (水道配水管路台帳図データ変換)

本業務は、本システムの稼働に必要な以下の設定作業を受託者が行うものとする。設定後、発注者が提示したデータ仕様・基準・描画仕様等が正しく反映されていることを確認する。

- (1) 本業務で作成した位置情報を含む図形とその記号等の変換
- (2) 背景地図の変換

## 第28条 (システム構築)

本業務は、本システムの稼働に必要な以下の設定作業等を以下とする。

- (1) 本システムのユーザー管理、セキュリティ設定等
- (2) 本業務で作成した位置情報を含む図形とその記号等の設定
- (3) 登録する GIS データの描画仕様の設定 (表示縮尺、線画の線種・太さ・色等)
- (4) 背景地図の設定
- (5) クライアントからの接続動作テスト

## 第29条 (操作研修)

システム稼働時に、受託者は操作説明書を整備し、基本機能や町で維持管理できるよう操作研修を行うものとする。

# 第5章 成果とりまとめ

## 第30条 (報告書の作成)

本業務において決められた事項や業務内容、経過等を業務報告書としてとりまとめを行うものとする。

# 第6章 成果品

## 第31条 (成果品)

本業務における成果品は以下のとおりとする。

- |  |     |
|--|-----|
| (1) ソフトウェア使用許諾権                        | 1 式 |
| (2) 水道配水管路台帳 GIS データ (公開型 GIS システムに搭載) | 1 式 |
| (3) 操作説明書 (製本版及び電子データ)                 | 1 式 |
| (4) 業務報告書                              | 1 式 |
| (5) その他、本業務で発注者が必要とした書類                | 1 式 |